

新潟市中地区公民館及び石山地区公民館使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市中地区公民館及び石山地区公民館使用料の収納を平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 28 年 4 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

収 納 事 務 を 行 う 場 所	収 納 事 務 受 託 者
新潟市東区古川町 4 番 1 2 号 新潟市中地区公民館	公益社団法人新潟市シルバー人材センター 理事長 若 林 孝
新潟市東区石山 1 丁目 1 番 1 2 号 新潟市石山地区公民館	